○登別市景観とみどりの条例 解説つき

私たちの住むふるさと登別は、「色の濃い川」を意味するアイヌ語「ヌプルペッ」が語源とされ、自然や地形などを表すアイヌ語に由来する地名が数多く残されています。

外縁部には、カムイヌプリや来馬岳などの山々が連なり、多くの川が山裾 に広がる丘陵地を流れ、太平洋へと注いでいる水とみどりに恵まれた自然豊 かなまちです。

また、地獄谷や日和山などの倶多楽火山の恩恵を受けた登別温泉は、豊富な湯量と泉質を誇り、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観にも恵まれたまちです。

このまちの礎は、これまで、アイヌ民族や開拓に携わった人々など先人の 英知と努力により築かれ、現在の景観とみどりは、さらに、まちづくりが進 展するとともに形成されてきました。

ここに、私たちは、良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産と認識し、 守り育てるとともに、つくり、次代へ継承していくため、この条例を制定し ます。

【解説】

前文は、登別の持つ特徴的な自然や景観、そして現在の景観とみどりが形成された背景などを述べるとともに、条例制定の趣旨、市民の決意などを述べています。

「前文の段落別の解説」

■登別の地名

登別は、「色の濃い川」を意味するアイヌ語「ヌプルペッ」が語源とされ、 自然や地形などを表すアイヌ語に由来する地名が市内に数多く残されてい ます。

■登別の自然

市の外縁部には、カムイヌプリ、来馬岳、鷲別岳などの山々が連なっています。そこから、市の水道水の源の一つとなる来馬川を含め鷲別川、幌別川、登別川などの多くの川が丘陵地を流れ、太平洋へと注いでいます。このように、私たちの住む登別は、水とみどりに恵まれ豊かな自然に囲まれています。

■登別の資源と景観

俱多楽火山の恩恵を受けた登別温泉は日本を代表する温泉の一つであり、 その最大の泉源である地獄谷は、今もなお白煙を上げ熱湯や水蒸気がわき上 がっています。泉源は地獄谷の他にいくつもあり、1日1万トンの豊富な湯 量と9種類の泉質は世界的にも貴重な資源で、国内外から年間約300万人 の人々が訪れる日本有数の観光地です。

また温泉街周辺には、湯沼が7色にかわる大正地獄や灰黒色の熱湯をたた える大湯沼、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美し い姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれています。

■登別の景観とみどりの形成

このまちの礎はこれまで、アイヌ民族や開拓に携わった人々など、先人の 英知と努力によって築かれました。また、現在の登別の景観とみどりは、ま ちづくりの進展とともに形成されてきました。

■市民の決意

本段落では、私たち市民一人ひとりが、良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産と認識し、その財産を守り育てるとともにつくりだし、次の世代へ継承していくためにこの条例を制定することを宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が協働して、良好な景観と豊かな みどりを守り、育て、つくり、これらを次代へ継承していくことを目的と する。

【解説】

この条例は、市民、事業者及び市が協働して、良好な景観と豊かなみどりを守り育てるとともにつくりだし、これらを次の世代へ継承していくことを目的としています。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤又は通学する者
 - ウ 市内の土地、建築物等又は屋外広告物を所有、占有又は管理する者
 - (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
 - (3) 来訪者 市内に滞在又は市内を通過する者をいう。
 - (4) 市民等 市民、事業者及び来訪者をいう。
 - (5) 景観 海、山、川等の自然要素若しくは建物、道路等の人工的要素又はこれらの要素で構成された景色をいう。
- (6) みどり 水、大気、土壌等の自然的環境により生育する樹木、草花等 の植物をいう。
- (7)建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に 定める建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (8)屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に定める屋外広告物をいう。

【解説】

本条では、本条例で使用する用語の定義を定めています。

■市民

市内に住所を有する者はもとより、住所が市外であっても市内の学校や会社に通っている者、市内にある土地や建築物等、又は屋外広告物を所有、占有又は管理している者を「市民」としています。

■事業者

市内において事業活動を行う者のことを「事業者」としています。

■来訪者

期間の長短に関わらず市内に滞在する者を「来訪者」としています。また、 市内を通過する者も該当します。

■市民等

「市民」、「事業者」、「来訪者」を総じて「市民等」としています。

■景観

海、山、川等の自然要素や建物、道路等の人工的要素、又はこれらの要素で構成された景色のことを「景観」としています。

■みどり

水、大気、土壌等の自然的環境により生育する、樹木や草花等の植物のことを「みどり」としています。

■建築物等

建築基準法第2条第1号に定める建築物と、それ以外の工作物で規則で定めるものを「建築物等」としています。

○建築基準法第2条第1号

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

■屋外広告物

屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物を「屋外広告物」としています。

○屋外広告物法第2条第1項

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して 屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり 札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示 されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 良好な景観と豊かなみどりは、市民の貴重な共有財産であることから、市民、事業者及び市が協働して守り、育て、つくり、次代へ引き継がなければならない。
- 2 良好な景観と豊かなみどりは、地域の歴史、文化、経済活動等の違いにより特有の個性をもつことから、地域の特性を踏まえ守り、育て、つくらなければならない。
- 3 良好な景観と豊かなみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、子どもたちの心身を育むという視点で守り、育て、つくらなければならない。
- 4 良好な景観と豊かなみどりは、潤いのある市民生活に欠くことのできないものであるとともに、魅力ある観光資源になることから、市民生活の向上と観光振興に資するよう守り、育て、つくらなければならない。

【解説】

本条では、良好な景観と豊かなみどりづくりを進めるにあたっての基本的な考え方を、基本理念として定めています。

■第1項

良好な景観と豊かなみどりは、市民に多くの恩恵をもたらす貴重な共有財産です。

このため、長い年月をかけ育まれてきた良好な景観と豊かなみどりを市民、 事業者及び市が協働して守り育てるとともに、新たに景観とみどりをつくり だしていくことが必要です。

また、時の経過とともに忘れ去られたり、気が付かないでいる良好な景観と豊かなみどりを掘り起こし、市民、事業者及び市がともにその価値を認識し、守り育てていくことも必要です。

そして、これらの良好な景観と豊かなみどりを私たちは次の世代に引き継いでいかなければなりません。

■ 第 2 項

登別は、地域ごとに特有の景観とみどりを有しています。これは景観やみどりに地形や気象等の自然条件ばかりでなく、地域の歴史、文化、経済活動等が反映されるからです。

地域ごとの特性を踏まえた良好な景観と豊かなみどりづくりを行うことで、登別全体の魅力の向上に繋がることが期待できます。

■第3項

景観は、子どもたちの感性や情緒を育てる上において重要であり、日々の成長のなかで印象深い景観が「ふるさとの景観」として記憶に刻まれます。また、子どもたちはみどりのなかで命あるものに触れ、学び、多くのことを身に付けていきます。

これらふるさとの景観とみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、良好な景観と豊かなみどりづくりに取り組む必要があります。

■ 第 4 項

良好な景観と豊かなみどりは、私たちに潤いや心の豊かさをもたらすとと もに、観光客にとっても大きな魅力となることから、市民生活と観光振興の 両面から良好な景観と豊かなみどりづくりに取り組む必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、良好な景観及び豊かなみど りづくり(以下「景観・みどりづくり」という。)に関し必要な施策を策 定し、これを実施しなければならない。

【解説】

この条例は、市民、事業者及び市が協働で、良好な景観と豊かなみどりを守り、育てるとともに、つくりだし、これらを次の世代へ継承していくことを目的としていますが、この目的を達成するため、市は良好な景観と豊かなみどりづくりに関して必要な施策を策定し、この施策を実施していかなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、景観・みどりづくりの当事者であることを認識し、自ら積極的に景観・みどりづくりを行うよう努めるとともに、地域の景観・みどりづくりに協力するよう努めなければならない。

【解説】

景観・みどりづくりによって多くの恩恵を受けるのは市民であることから、 市民は景観・みどりづくりの当事者であるという認識を持ち、自ら積極的に 景観・みどりづくりを行うよう努めるとともに、地域における景観・みどり づくりの活動に参加する等の協力に努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの活動が地域の景観・みどりづくりに大きな影響を 与えることを認識し、及び寄与するよう努めるとともに、市が実施する施 策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

事業者は、自らの活動が地域の景観・みどりづくりに大きな影響を与えることを認識し、事業地内における緑地の確保や、周りの景観との調和を図った事業用建物の建築等、地域の景観・みどりづくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する景観・みどりづくりに関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(来訪者の協力等)

第7条 市民、事業者及び市は、来訪者に対し自らが取り組む景観・みどり づくりについて、理解及び協力を求めることができる。

【解説】

登別は国内外から多くの人々が訪れる日本有数の観光地です。また、国道や道道等の幹線道路や鉄道を利用して、多くの人々が市内を通過しています。このように多くの人々がこの地を訪れていることから、市民、事業者及び市は、来訪者に対しても、自らが取り組む景観・みどりづくりについて、理解と協力を求めることができます。

(先導的役割)

第8条 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、景観・みどりづくりに先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

【解説】

市長は、道路や公園等の公共施設の整備等を行う場合には、景観・みどりづくりに配慮した施工等を民間に先駆けて行うよう努めなければなりません。

(国等に対する協力の要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し景観·みどりづくりについて協力を要請しなければならない。

【解説】

市長は、国や他の地方公共団体が実施する事業が市の景観・みどりづくりに影響を及ぼすような場合や、市が実施する景観・みどりづくりにおいて国や他の地方公共団体の協力が必要な場合は、国や他の地方公共団体に対し協力を要請しなければなりません。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第10条 この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊 重するとともに、公共事業その他の公益との調整を図らなければならない。

【解説】

この条例を運用し景観・みどりづくりを進めるにあたっては、土地、建物、 樹木等の多くは個人や企業の所有するものであり、その財産権を尊重すると ともに、公益に資する事業等との調整を図らなければなりません。

(関係法令に基づく諸制度の活用)

第11条 市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)、都市緑地法(昭和48年法律第72号) その他の法令に基づく諸制度の活用を図らなければならない。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを効果的に推進するため、都市計画法に基づく地区計画制度や、都市緑地法に基づく市民緑地制度等の法令に基づく諸制度の活用を図らなければなりません。

(知識の普及等)

第12条 市長は、次代を担う子どもたちその他市民の景観・みどりづくり に関する知識の普及及び意識の高揚を図るために、必要な措置を講ずるよ う努めなければならない。

【解説】

市長は、次の世代を担う子どもたちを始め市民に対して、景観・みどりづくりに関する知識の普及や意識の高揚を図るために、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

特に、子どもたちが自分の住むまちの景観やみどりに関心を持ち、これを 守り育てていこうという気持ちを抱くことは大切なことです。このため、景 観・みどりづくりについての知識を深めることのできる機会を設けていく必 要があります。

(情報の発信)

- 第13条 市長は、市民及び事業者に対し景観・みどりづくりに関する情報 を発信しなければならない。
- 2 市長は、観光振興に資するため、第19条に規定する登別景観・みどり 遺産の指定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければならない。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりの推進役として、市民及び事業者に対し広報やホームページ等各種媒体を活用し、景観・みどりづくりに関するさまざまな情報を発信しなければなりません。

また、登別は、多くの人々が訪れる日本有数の観光地です。良好な景観をアピールすることは観光客の増加にも繋がりますので、登別景観・みどり遺産の指定等を行った場合には、その情報を広く発信しなければなりません。

※登別景観・みどり遺産については、第19条で規定しています。

第2章 登別市景観・みどり審議会

(設置)

第14条 市長は、景観・みどりづくりに関する重要事項を調査審議させる ため、登別市景観・みどり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

【解説】

市長は、この条例を適切に運用し、良好な景観と豊かなみどりを守り育てていくにあたり、景観・みどりづくりに関する重要事項を調査審議させるための諮問機関として、登別市景観・みどり審議会を設置します。

(所掌事項)

- 第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議 する。
 - (1) この条例に規定する事項
 - (2) その他景観・みどりづくりに関し市長が必要と認める事項

【解説】

審議会は、市長の諮問に応じ、この条例に規定する事項や、景観・みどり

づくりに関し市長が必要と認める事項について調査審議します。

この条例に規定する事項を、次に挙げます。

- ・登別景観・みどり遺産の指定(第19条)
- ・登別景観・みどり遺産に対する行為の届出内容が基準に不適合の場合の勧告(第21条)
- ・景観・みどりモデル地区の認定(第23条)
- ・眺望ポイントの指定(第24条)
- ・保護樹の指定(第25条)
- ・保護樹に対する行為の届出内容が基準に不適合の場合の勧告 (第27条)
- ・景観阻害物件の所有者等に対する改善要請 (第29条)
- ・景観・みどりづくり賞の表彰 (第32条)

(組織等)

- 第16条 審議会は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。

【解説】

審議会は、市長が委嘱した10名以内の委員で組織することとしており、 委員の構成は、学識経験者、その他市長が適当と認める者としています。ま た、委員の任期は2年とし、再任されることができます。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な 事項は、規則で定める。

【解説】

審議会の組織及び運営に関し、この章で定める他に必要な事項は、規則で 定めることとしています。

第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成

(景観・みどりづくりの推進)

- 第18条 市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、 景観形成基本計画及びみどりの基本計画(以下「基本計画」という。)を 定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画に基づき、景観・みどりづくりを推進するための実施 計画(以下「景観・みどりプラン」という。)を策定し、これを実施しな ければならない。
- 3 市長は、景観・みどりプランの実現のため、市民が積極的に参加できる よう必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを総合的かつ計画的に推進するため、景観形成基本計画及びみどりの基本計画を定めることとしています。

平成15年に登別市景観形成基本計画及び登別市みどりの基本計画を市 民参加のもと策定していますが、必要に応じ見直しをしていかなければなり ません。

また、この基本計画に基づき、景観・みどりづくりを推進するための実施計画(景観・みどりプラン)を策定し、これを実施することとして定めています。この景観・みどりプランの実現にあたっては、市民が積極的に景観・みどりづくりに参加できるように、町内会との連携を図る等の必要な措置を講じなければなりません。

(景観・みどり遺産の指定等)

- 第19条 市長は、次代へ継承すべきものとして特に貴重なものと認められる良好な景観又は豊かなみどりを登別景観・みどり遺産(以下「景観・みどり遺産」という。)として、規則で定める基準により指定することができる。
- 2 市民は、市長に対し、景観・みどり遺産の指定を提案することができる。
- 3 市長は、景観・みどり遺産の指定をしようとするときは、あらかじめ所有者及び占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、景観・みどり遺産を指定したときは、公表しなければならない。
- 5 市長は、景観・みどり遺産が朽廃、滅失等により遺産としての価値を失ったときその他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除しなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。
- 6 景観・みどり遺産の所有者等に変更が生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

市長は、市の景観とみどりの中で、次代へ継承すべきものとして特に貴重なものと認められる良好な景観又は豊かなみどりを、登別景観・みどり遺産として指定することができます。指定の基準は、規則で定めています。

市民は、市長に対して景観・みどり遺産の指定を提案することができます。 また、市長は、景観・みどり遺産の指定をするときは、あらかじめ所有者及 び占有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。 さらに、指定された景観・みどり遺産は、公表しなければならないことを定 めています。

なお、景観・みどり遺産が朽廃、滅失等により遺産としての価値を失ったときや、その他特別の理由があると認めるときは、指定を変更又は解除しなければなりません。また、景観・みどり遺産の所有者等に変更が生じた場合は、その旨を市長に届け出なければなりません。

(行為の届出等)

- 第20条 景観・みどり遺産において、次に掲げる行為をしようとする者は、 規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。
 - (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、除却又は外観の色彩変更
 - (2)屋外における物品等の堆積
 - (3) 土石類の採取又は搬入
 - (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - (5) 水面の埋立て又は干拓
 - (6) 植物の採取、伐採又は植栽
 - (7) その他市長が景観・みどり遺産の保全に影響を及ぼすと認める行為
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が行う行為については、 同項に規定する届出をすることを要しない。ただし、その行為をしようと するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による届出をした者は、その届け出た行為を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 前4項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) 通常の管理行為又は軽易な行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3)他の法令又は条例の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為で規則で定める行為
- (4) その他市長が特に認める行為

【解説】

指定された景観・みどり遺産を守るため、景観・みどり遺産に対して制限 される行為があり、これらの行為を行う者は、あらかじめその旨を市長に届 け出なければならないことを定めています。

なお、国又は地方公共団体が行う行為については届出は要りませんが、その場合は、国又は地方公共団体は、あらかじめ市長と協議しなければなりません。

また、届出事項に変更がある場合や届出行為が完了したとき、届出行為を 中止したときにも、届出をしなければなりません。

(勧告等)

- 第21条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合に おいて、当該届出に係る行為が規則で定める基準に適合しないと認めると きは、届出を受理した日から起算して30日以内に、届出をした者に対し 必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。
- 2 市長は、前項に規定する勧告を行う場合、審議会の意見を聴かなければ ならない。
- 3 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、 当該届出に係る行為の適否の判断になお期間を要する場合は、第1項に規 定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長す ることができる。この場合において、当該届出をした者に対し、延長後の 期間及び延長の理由を同項の期間内に通知しなければならない。

【解説】

市長は、景観・みどり遺産に対する行為の届出等をした者に対して、当該届出に係る行為が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から起算して30日以内に、届出をした者に対して必要な措置を講ずるよう勧告をすることができます。勧告をする場合は、審議会の意見を聴かなければなりません。

また、市長は、当該届出行為の適否の判断に期間を要する場合は、届出を 受理した日から起算して60日まで、その期間を延長することができます。 その場合、市長は、当該届出をした者に対し、延長後の期間と延長の理由を 通知しなければなりません。

(景観・みどり遺産の保全)

- 第22条 景観・みどり遺産の所有者等は、その景観・みどり遺産の保全に 努めなければならない。
- 2 市長は、景観・みどり遺産を保全するため、景観・みどり遺産の所有者 等に対し助言又は技術的援助を行うことができる。

【解説】

指定された景観・みどり遺産の所有者等は、その景観・みどり遺産の価値が損なわれることなく次代へ引き継いでいけるよう、景観・みどり遺産の保全に努めなければなりません。また、その保全のために、市長は景観・みどり遺産の所有者等に対し、助言や技術的援助を行うことができます。

(モデル地区の認定等)

- 第23条 市長は、市民が主体となって景観・みどりづくりを積極的に進める地区を市民の申請により、景観・みどりモデル地区(以下「モデル地区」という。)として、規則で定める基準により認定することができる。
- 2 市長は、前項の申請を行った者に対し規則で定める基準に基づき審査した結果について、申請を受理した日から起算して30日以内に認定又は不認定の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請内容の認定の可否の判断に なお期間を要する場合は、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起 算して30日を限度として延長することができる。この場合において、市 長は、当該申請をした者に対し、延長後の期間及び延長の理由を同項の期 間内に通知しなければならない。
- 4 市長は、モデル地区の認定をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、モデル地区を認定したときは、公表しなければならない。
- 6 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の認定を変更又は解除しなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。
- 7 市長は、モデル地区の整備のため、助言又は技術的援助を行うことができる。

【解説】

市長は、市民が主体となって景観・みどりづくりを積極的に進めている地区や進めていこうとしている地区を、市民からの申請により、景観・みどりモデル地区として認定することができます。認定の基準は、規則で定めています。

モデル地区の例としては、ガーデニングによる街並みづくりや、遊休地に 草花や樹木を植え、緑化を推進する地区等が考えられます。認定によりモデ ル地区の認知度が広まることで、市民全体への波及効果が期待できます。

市長は、モデル地区の認定をするときは、審議会の意見を聴かなければなりません。また、認定されたモデル地区は公表されることも定めています。

また、市長は申請者に対し、認定又は不認定の通知を申請を受理した日から起算して30日以内に通知しなければなりませんが、認定の可否の判断に期間を要する場合は、申請を受理した日から起算して60日まで、その期間を延長することができます。

また、モデル地区の整備のために有効な取組方法等について、市長は市民

に対し、助言や技術的援助を行うことができます。

(眺望ポイントの指定等)

- 第24条 市長は、良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして規則で定める基準により指定することができる。
- 2 市民は、市長に対し、眺望ポイントの指定を提案することができる。
- 3 市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観を尊重し、その景観を保持 するよう努めなければならない。
- 4 市長は、眺望ポイントの指定をしようとするときは、あらかじめ所有者 等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、眺望ポイントを指定したときは、公表しなければならない。
- 6 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の指定を変更又は解除しなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。

【解説】

市長は、景観・みどり遺産や他の良好な景観を眺望することができる場所のうち、主要な場所を眺望ポイントとして指定することができます。指定の基準は、規則で定めています。

市民は、市長に対して眺望ポイントの指定を提案することができます。また、市長は、眺望ポイントの指定をするときは、あらかじめ所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。さらに、指定された眺望ポイントは、公表しなければならないことを定めています。

市民等及び市は、眺望ポイントから望む景観を尊重し、視界を遮るような ものを造らないように配慮する等、その景観を保持するよう努めなければな りません。

(保護樹の指定等)

- 第25条 市長は、景観上優れている等の理由から特に保全する必要がある と認められる樹木を、規則で定める基準により保護樹として指定すること ができる。ただし、他の法令又は条例の規定に基づき指定された樹木で規 則で定める樹木については、この限りでない。
- 2 市民は、市長に対し、保護樹の指定を提案することができる。
- 3 市長は、保護樹の指定をしようとするときは、あらかじめ所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、保護樹を指定したときは、公表しなければならない。
- 5 市長は、枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったとき又はその 他特別の理由があると認めるときは、第1項の指定内容を変更又は指定を 解除しなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。
- 6 保護樹の所有者等に変更が生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

【解説】

市長は、景観上優れている樹木や市民に親しまれている樹木等を保全するため、保護樹として指定することができます。指定の基準は、規則で定めています。

市民は、市長に対して保護樹の指定を提案することができます。また、市長は、保護樹の指定をするときは、あらかじめ所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければなりません。さらに、指定された保護樹は、公表しなければならないことを定めています。

なお、市長は、指定した保護樹が枯死、滅失等により保護樹としての価値を失ったときや、その他特別の理由があると認めるときは、指定内容を変更 又は指定を解除しなければなりません。また、保護樹の所有者等に変更が生 じた場合は、その旨を市長に届け出なければなりません。

(行為の届出等)

- 第26条 保護樹に対し次に掲げる行為を行う者は、あらかじめその旨を市 長に届け出なければならない。
 - (1) 保護樹の移植、伐採等、その現状を変更する行為
 - (2) その他保護樹の生育を妨げる行為として市長が認める行為
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が行う行為については、 同項に規定する届出をすることを要しない。ただし、その行為をしようと するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による届出をした者は、その届け出た行為を完了し、又は中止したときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第1項の規定は、剪定等樹木の生育のために行われる通常の管理行為、 非常災害への対応のため必要な応急措置として行う行為については適用 しない。

【解説】

指定された保護樹を守るため、保護樹に対して制限される行為があり、これらの行為を行う者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならないことを定めています。

なお、国又は地方公共団体が行う行為については届出は要りませんが、その場合は、国又は地方公共団体は、あらかじめ市長と協議しなければなりません。

また、届出事項に変更がある場合や届出行為が完了したとき、届出行為を 中止したときにも、届出をしなければなりません。

(勧告等)

- 第27条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合に おいて、当該届出に係る行為が規則で定める基準に適合しないと認めると きは、届出を受理した日から起算して30日以内に、届出をした者に対し 必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。
- 2 市長は、前項に規定する勧告を行う場合、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、 当該届出に係る行為の適否の判断になお期間を要する場合は、第1項に規 定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長す ることができる。この場合において、当該届出をした者に対し、延長後の 期間及び延長の理由を同項の期間内に通知しなければならない。

【解説】

市長は、保護樹に対する行為の届出等をした者に対して、当該届出に係る 行為が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から起算して30日以内に、届出をした者に対して必要な措置を講ずるよう勧告をすることができます。勧告をする場合は、審議会の意見を聴かなければ なりません。

また、市長は、当該届出行為の適否の判断に期間を要する場合は、届出を 受理した日から起算して60日まで、その期間を延長することができます。 その場合、市長は、当該届出をした者に対し、延長後の期間と延長の理由を 通知しなければなりません。

(保護樹の保全)

第28条 保護樹の所有者等は、その保護樹の保全に努めなければならない。

2 市長は、保護樹を保全するため、保護樹の所有者等に対し助言又は技術 的援助を行うことができる。

【解説】

指定された保護樹の所有者等は、その保護樹の価値が損なわれることなく 健全な状態で保全されるよう努めなければなりません。また、その保全のた めに、市長は保護樹の所有者等に対し、助言や技術的援助を行うことができ ます。 (景観阻害物件の改善要請)

- 第29条 市長は、景観を著しく阻害していると認められる廃材、堆積物等 の物件の所有者に対し改善措置を執るよう要請することができる。
- 2 市長は前項の要請をする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

市長は、景観を著しく阻害していると認められる廃材、堆積物等の物件の 所有者に対し、改善措置を執るよう要請することができます。要請を行う場 合は、審議会の意見を聴かなければなりません。

なお、本条における「廃材」とは、既に不用と認められる材木や材料で、 一般的に見て、今後とも使用の見込みがないと確認できるものを指します。

(みどりの保全・育成等)

- 第30条 みどりは、景観形成、環境保全、防災、癒し等多様な機能を有することから、市民、事業者及び市は、それらが十分活かされるようみどりの保全及び育成に努めなければならない。
- 2 みどりは、多様な生物が生息する自然環境において育まれることから、 市民、事業者及び市は、この自然環境を良好な状態で維持するよう努めな ければならない。

【解説】

みどりは、景観を形成する上で重要な要素であるとともに、大気の浄化等の環境保全、延焼や土砂流出等の災害防止、精神的なやすらぎ等癒しの提供、 農産物や木材の生産等多様な機能を有しています。

このように、様々な機能を有するみどりは物理的、精神的恩恵をもたらしてくれるということを市民、事業者及び市は認識するとともに、その機能が十分に活かされるようみどりの保全と育成に努めなければなりません。

また、みどりが豊かに生育するために重要なのは、水、大気、土壌等の環境要素であり、これらは多様な生物が生息し、生態系が維持されている良好な自然環境のもとで良い状態を保つといえます。

このため、市民、事業者及び市は、みどりが生育する自然環境を良好な状態で維持するよう努めなければなりません。

なお、本条はみどりの保全・育成の観点から、自然環境の維持について規定したものでありますが、本来、みどりも生態系の重要な構成要素のひとつであり、良好な生活環境を保っていくためには、生態系を維持し、生物の多様性を確保することが重要であるという認識を市民、事業者及び市は、とも

に深めていく必要があります。

また、生物の多様性を確保する上で大切とされる在来種の保全に配慮する必要もあります。

第4章 活動団体等

(個人又は団体への助言等)

第31条 市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行っている個人又は団体に、助言又は技術的援助を行うことができる。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりを推進する活動を行っている個人や団体に対し、助言や技術的援助等、活動の推進のために必要な援助を行うことができます。

(景観・みどりづくり賞)

- 第32条 市長は、景観・みどりづくりに関し、優れた活動を行っている個人若しくは団体又はこれに寄与していると認められる建築物若しくは庭園等の所有者を表彰することができる。
- 2 市長は、表彰にあたって、審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】

市長は、景観・みどりづくりに関し優れた活動を行っている個人や団体、 また、景観・みどりづくりに寄与していると認められる建築物や庭園等の所 有者を表彰することができます。

表彰を行うことで、市民の景観・みどりづくりに関する意識の高揚、活動 の活性化及びさらなる景観・みどりづくりの波及に繋がっていくことが期待 できます。

なお、表彰にあたっては、審議会の意見を聴かなければなりません。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例を施行するにあたり必要な事項は、市長が定めることとしています。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。